

南知多町污水適正処理構想（案）

平成27年度

愛知県南知多町

目 次

第1章 「汚水適正処理構想」について	2
1. 「汚水適正処理構想」とは	2
2. 「汚水適正処理構想」の経過	2
表1 汚水適正処理構想の履歴	3
3. 構想の策定方法	4
第2章 南知多町の汚水処理の現状と課題	5
1. 整備状況	5
2. 現状における課題	5
第3章 汚水適正処理構想見直し結果	6
第4章 今後の方針	7
1. 汚水処理施設整備に向けて	7
汚水適正処理構想図（案）	8

第1章 「汚水適正処理構想」について

1. 「汚水適正処理構想」とは

「汚水適正処理構想」は、快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりのため、汚水処理施設の未普及地域の解消を目的として、各市町村が、市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域の汚水処理施設の整備を計画的、効果的に実施していくために策定するものです。

本構想は、汚水処理方法を選定するにあたり、経済比較を基本としつつ、地域特性や地域住民の意向を踏まえ、本町が作成するものです。

2. 「汚水適正処理構想」の経過

本町では、平成7年度に町内全域を対象とする汚水処理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めた汚水処理施設の整備に関する総合的な汚水適正処理構想を策定しました。

平成15年度には、費用関数や施設の耐用年数の見直しなど第1回目の改定を行いました。

第2回目の改定においては、人口減少など社会情勢の変化を反映させるなど、汚水処理施設の未普及地域を早期解消するため、「全県域汚水適正構想策定マニュアル（平成22年4月）」に基づき、構想の見直しを行いました。

今回の第3回目の改定においては、国土交通省・農林水産省・環境省が平成26年1月に作成した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（以下、「H26.1 都道府県構想策定マニュアル」）に基づき「南知多町汚水適正処理構想」の見直しを行います。

（次ページに表1 汚水適正処理構想の履歴を示します。）

表1 汚水適正処理構想の履歴

回数	県マニュアル 策定年度	構想 策定年度	目的
当初	平成6	平成7	計画的・効率的な汚水処理のあるべき姿を示す。
第1回改定	平成14	平成15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用関数の見直し ・ 施設の耐用年数の見直し
第2回改定	平成21	平成22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少など社会情勢の変化の反映 ・ 汚水処理施設間の連携強化 ・ 住民意向の把握 ・ 費用関数の見直し ・ 市町村合併の反映
第3回改定 (今回)	平成26	平成28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少など社会情勢の変化の反映 ・ 住民意向の把握 ・ 費用関数の見直し ・ 汚水処理未整備区域の整備手法の策定 ・ 既整備区域、運営管理計画の策定

3. 構想の策定方法

本構想は、以下の項目の調査検討作業を行うことにより策定します。

- ①基礎調査、②検討単位区域の設定、③処理区域の設定、④整備・運営管理手法の選定
- ⑤整備計画の方針の設定、⑥住民意向の把握、⑦住民への公表

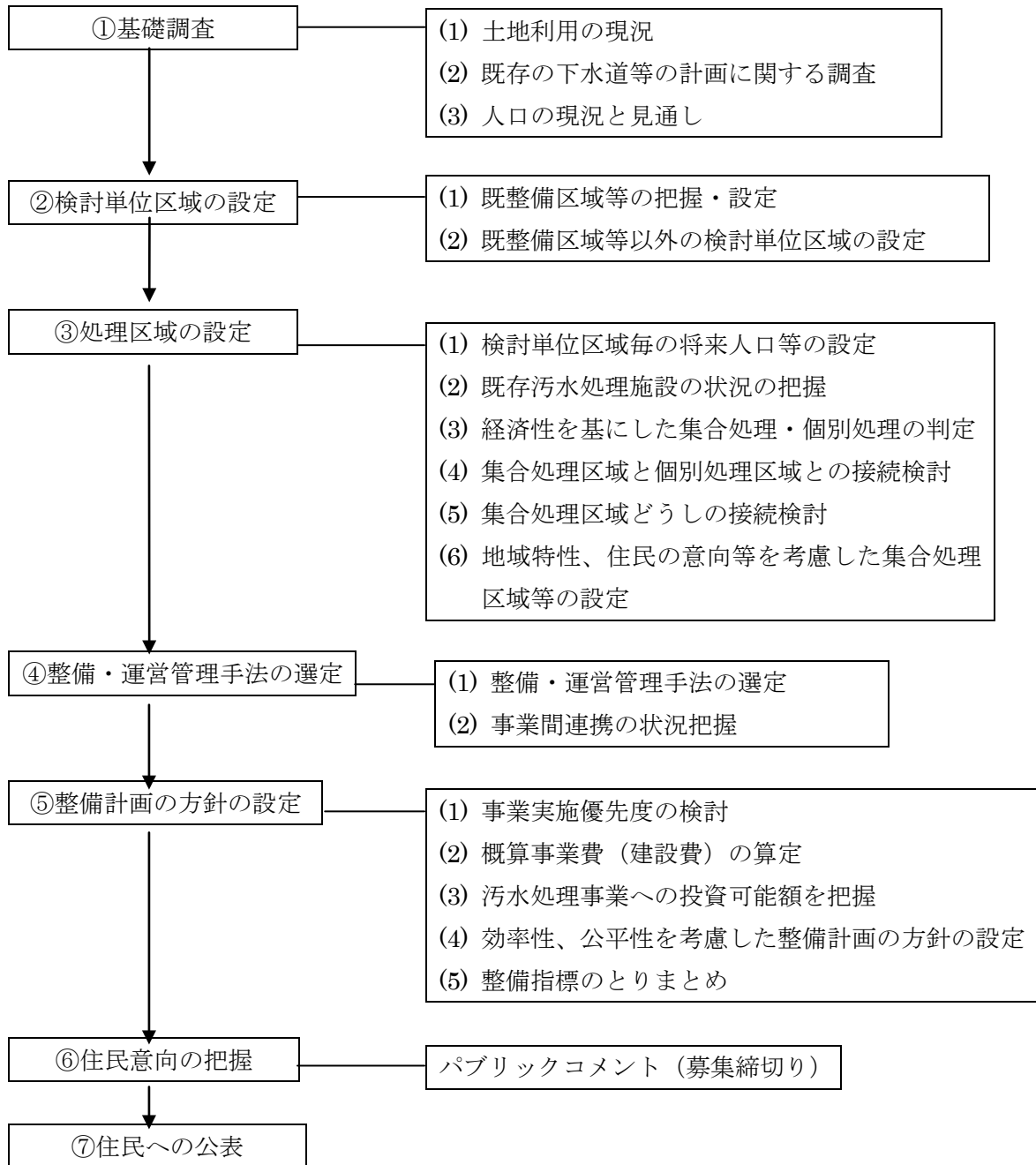


図1 汚水適正処理構想策定フロー

第2章 南知多町の汚水処理の現状と課題

1. 整備状況

南知多町の汚水処理人口普及率(注1)は、平成26年度末において33.1%であり、整備手法別では、漁業集落排水10.4%、合併処理浄化槽等による個別処理22.7%であり、愛知県平均88.4%を大きく下回ります。

(注1) 汚水処理人口普及率： 下水道、漁業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備(接続可能)人口を各市町村の行政人口(住民基本台帳人口)で除した指標(単独浄化槽による処理人口を除く。)

2. 現状における課題

①汚水処理の普及・促進

町の汚水処理人口普及率(33.1%)は、全国平均(89.5%)や愛知県平均(88.4%)に比べ、大変遅れています。平成13年4月に浄化槽法の改正が行われ、単独浄化槽の新たな設置は禁止されましたが、合併浄化槽への転換が進まず、多くの単独浄化槽が残る状況にあります。このため、町民が衛生的で快適な生活を送り、また、公共用水域の水質保全を図るために、汚水処理施設を早急に整備する必要があります。

②人口減少・高齢化社会に向けた対応

本町の人口は平成22年10月の国勢調査人口(20,549人)から、全県域汚水適正処理構想の目標年次とする平成42年末(2030年)の人口推計値は15,024人となり、大幅に人口減少、高齢化、単身世帯化が進むと推測されています。(国立社会保障・人口問題研究所資料2013年3月推計より)

③厳しい財政事情

現在、本町の財政事情は厳しい状況にありますが、今後は、人口減少により、町の財政もより一層厳しくなることが想定されます。そのため、これまで以上に町の財政負担の少ない経済的かつ効果的な汚水処理施設整備が求められます。

第3章 汚水適正処理構想見直し結果

本町の汚水適正処理構想（案）は表2のとおり市街化区域及びその周辺地域（豊丘地区を含む。）については公共下水道、両島については漁業集落排水による汚水処理を選定する結果となりました。（浄化槽区域面積は国土地理院公表（H27.3.6）により13ha増加しました。）地域における汚水適正処理構想図（案）を図2に示します。

表2 汚水処理施設調書

項 目		見直し前				見直し後				増 減		
計画目標年次 (西暦)		平成42年 (2030年)										
行政人口(人)		14,918(2008年社人研推計)				15,024(2013年社人研推計)				106		
区 分		処理 区数 (箇所)	処理区名	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)	処理 区数 (箇所)	処理区名	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)	処理 区数 (箇所)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)
下水道 (集合)	単独公共 下水道事業	1	南知多処理区 (内海・山海・豊浜・豊丘 ・大井・片名・師崎)	476.7	11,366	1	南知多処理区 (内海・山海・豊浜・豊丘 ・大井・片名・師崎)	476.7	11,447			81
集落排水 (集合)	農業集落 排水事業											
	漁業集落 排水事業	2	篠島処理区 日間賀島処理区(実施済)	66.0	2,906	2	篠島処理区 日間賀島処理区(実施済)	66.0	2,927			21
	集落排水計	2		66.0	2,906	2		66.0	2,927			21
浄化槽 (個別)	合併処理 浄化槽	あり		3,281.3	646	あり		3,294.3	650		13	4

第4章 今後の方針

1. 汚水処理施設整備に向けて

今回の「H26.1 都道府県構想策定マニュアル」に基づいた構想見直しにより、半島側の市街化区域及び市街化区域に隣接する市街化調整区域（豊丘地区を含む。）については「集合処理」の「公共下水道事業」、両島においては「集合処理」の「漁業集落排水事業」、それ以外については「個別処理」の「合併浄化槽」による整備という構想結果となりました。

しかし、今回の構想見直しには、本町の特性である流動性の大きい観光人口や、個別処理普及による集合処理接続率の低下、構想の最終年の平成42年（2030年）以降も人口減少が続くと予想される状況など、将来の少ない人口で集合処理を維持することは非常に困難な状況であると予測されます。

そのため、今後、平成28年度より処理人口や社会情勢の変化も見すえながら、本町の財政負担等の経済比較を含めた下水道の事業化検討を行います。

この検討結果により、平成29年度に南知多町汚水適正処理構想の再見直しを行う予定です。

図2 汚水適正処理構想図（案）

